

広島市火葬場残骨灰処理業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

本業務は、広島市火葬場から発生する残骨灰を適正に処理するため、公募型プロポーザルによって、本市の要求に対する理解力や対応力を有するとともに、残骨灰の処理等に精通する受託候補者を特定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市火葬場残骨灰処理業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

(4) 概算事業費

5,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

(5) 事業担当課

〒730-0043

広島市中区富士見町11番27号

広島市健康福祉局保健部環境衛生課

TEL 082-241-7451 FAX 082-241-2567

E-mail kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

3 応募参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 平成29年4月1日以降に、地方公共団体（政令指定都市）が発注する、火葬場等の残骨灰処理業務を元請で契約し、業務を完了した実績を有すること。

4 応募参加資格確認申請書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類とともに持参（開

庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間提出すること。)または郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(2) 提出期限

令和4年4月1日(金)午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記2(5)の事業担当課

(4) 参加資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和4年4月1日(金)午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記2(5)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書(様式2)を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者へ直接回答し、前記2(5)の事業担当課において、令和4年4月8日(金)までの閉庁日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式3のとおり

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出期限

令和4年4月15日(金)午後5時15分まで

(4) 提出場所

前記2(5)の事業担当課

(5) 提出方法

持参(閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間提出すること。)または郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(6) その他

受領した提出物は返却しない。また、原則として受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。また、提案書は1者1提案のみとし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

7 審査・決定について

(1) 企画提案書の審査は、審査委員会が行う。

- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
委員長 健康福祉局保健部長
副委員長 健康福祉局保健部次長
委員 健康福祉局保健部環境衛生課長
健康福祉局保健部環境衛生課管理担当課長
環境局環境保全課長
- (3) 提案書の提出後、審査委員会において、応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）行う。
- (4) プレゼンテーションの参加人数は、1者あたり3名までとする。
- (5) 審査委員会の実施日時等の詳細については、応募者に別途通知する。
- (6) 審査・評定は、公平、公正、客観的に行うため、別紙「広島市火葬場残骨灰処理業務受託候補者特定基準」に基づいて行う。

8 受託候補者の特定

審査委員会において、各委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

得点が同点であった場合は、評価項目のうち、配点が最も高い評価項目（委託業務の実施内容・手法）の得点が高い応募者を上位とする。

なお、配点が最も高い評価項目の得点も同点の場合は、当該評価項目のうち、業務実績の得点が高い応募者を上位とする。

ただし、得点が本市の求める最低限の水準（総計の6割）に満たない場合は、受託候補者の対象外とする。

9 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての応募者に書面により通知する。
- (2) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、見積合わせを実施のうえ、随意契約により契約を締結する。
- (3) 契約の締結にあたっては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結するか、過去2年間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していることが認められる者については、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 別添「仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、契約書にその内容を添付し、その履行を確保するものとする。
- (5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施のうえ、随意契約をする。
- (6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施のうえ随意契約をする予定である。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

- (7) 手続きの透明性、公平性を確保するため、見積合わせによる決定後、速やかに応募者名、各応募者の審査結果を公表する。

10 その他

- (1) 提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。ただし、広島市情報公開条例に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、請求者に開示する。
- (3) 応募者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (4) 応募者が提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。
- (5) 民間の技術等の提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、落札者決定に係る公表等に当たっては、提案内容等が他者に知られることのないようにする。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではない。

11 全体スケジュール

令和4年3月18日（金）	応募受付開始
令和4年4月1日（金）	参加資格確認申請書及び質問書提出締め切り
令和4年4月15日（金）	企画提案書提出締め切り
（別途定める日）	審査委員会（受託候補者の決定）

12 契約書及び約款（案）

別添のとおり